小規模個人再生による再生計画取消中更正

平成１８年（再イ）第１１２号

千葉市稲毛区山王町380番地５　クレストコート山王101号、認可決定時の住所千葉市美浜区真砂４丁目２番５―812号

再生債務者　中島　　亨

１　主文　当裁判所が平成24年７月24日になした小規模個人再生による再生計画取消決定中、再生債務者の住所につき「千葉市美浜区真砂４丁目２番５―812号」とあるのを「千葉市稲毛区山王町380番地５　クレストコート山王101号、認可決定時の住所千葉市美浜区真砂４丁目２番５―812号」と更正する。

２　決定年月日　平成24年10月30日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再口）第２号

宮崎県延岡市粟野名町1570番地

再生債務者　梅田　　修

１　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月28日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月12日から平成24年12月26日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再口）第１号

愛媛県北宇和郡鬼北町大字大宿1091番地

再生債務者　藤田　　寿

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月25日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月26日まで

平成24年10月29日

松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（再口）第２号

千葉県木更津市畑沢３丁目１番17号

再生債務者　恒川　基司

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月23日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月13日まで

平成24年10月30日

千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再口）第１号

栃木県小山市本郷町３丁目５番53号

再生債務者　金澤　　孝

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月15日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月20日まで

平成24年10月30日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（再口）第４号

仙台市宮城野区福室７丁目７番７―106号

再生債務者　小野寺君夫

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月15日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月21日まで

平成24年10月31日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再口）第４号

石川県河北郡津幡町字太田に62番地　ソレアード102号

再生債務者　川合ひとみ

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月22日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月26日まで

平成24年10月31日　　金沢地方裁判所

平成２３年（再口）第３号

徳島県吉野川市川島町桑村793番地

再生債務者　原田裕子こと　東　　裕子（旧姓藤崎）

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月26日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月27日まで

平成24年10月30日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再口）第１００４９号

埼玉県川口市元郷１―18―３

再生債務者　阿部　正直

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月９日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月13日まで

平成24年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第１００５２号

東京都三鷹市牟礼４―20―５―102

再生債務者　渡邉いずみ

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月14日まで

平成24年10月31日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第１００６６号

埼玉県比企郡川島町大字下伊草209―30

再生債務者　細田　厚雄

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月26日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月14日まで

平成24年10月31日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再口）第１００４０号

東京都府中市是政４―１―１―936

再生債務者　土橋　康彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第１２号

堺市西区津久野町１丁１番１―329号、前住所堺市西区上野芝町１丁11番23号

再生債務者　巽　　正敏

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月29日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再口）第１４号

大阪府羽曳野市広瀬156番地の４

再生債務者　日置　一介

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月29日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再口）第１５号

神戸市中央区中山手通１丁目27―３―504号

再生債務者　稲田　　綾

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月29日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再口）第１号

長野県諏訪市大字中洲4563―７

再生債務者　若杉　早苗

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（再口）第１４号

横浜市保土ケ谷区岩井町108番地７　保土ヶ谷パーク・ホームズ壱番館204号

再生債務者　堀井　高明

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月31日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再口）第４８号

大阪市都島区都島北通１丁目13番４―1003号

再生債務者　浅野　義博

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

大阪地方裁判所第６民事部